

有機農業への転換に向けて

令和4年12月

農林水産省

農産局農業環境対策課

みどりの食料システム戦略緊急対策交付金のうち 有機転換推進事業

【令和4年度補正予算額 3,000百万円の内数】

<対策のポイント>

みどりの食料システム戦略の実現に向けて、新たに有機農業を開始する農業者に対して支援します。

<事業目標>

- 有機農業の面積 (63,000ha [令和12年度まで])

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 有機農業への転換推進

新たに有機農業への転換等を実施する農業者に対して、有機種苗の購入や土づくり、病害虫が発生しにくいほ場環境の整備といった有機農業の生産を開始するにあたり必要な経費について支援します。

- ① 対象者 : ア 有機農業に取り組む新規就農者
イ 慣行栽培から有機農業への転換に取り組む図る農業者
(将来的に国際水準の有機農業に取り組む農業者に限る)
- ② 対象農地 : 慣行栽培から有機農業への転換初年度となる農地
- ③ 単価 : 2万円/10a以内
(本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。)

2. 推進事務

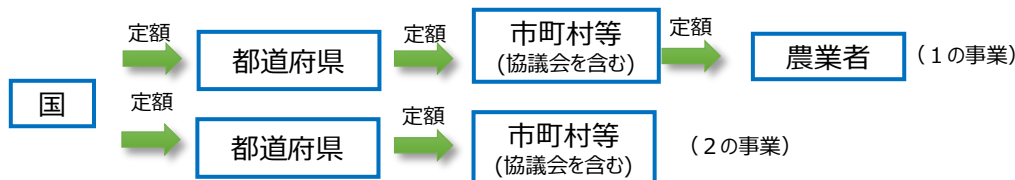
都道府県、市町村等による有機転換推進事業の推進を支援します。

※みどりの食料システム法に基づく特定区域での取組である場合や事業実施主体の構成員(協議会の農業者、民間団体等)が環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている場合等に評価のポイントを加算します。



慣行から有機農業への転換

<事業の流れ>



有機転換推進事業の条件

交付申請者（農業者）

以下の基準をすべて満たす農業者が対象です。

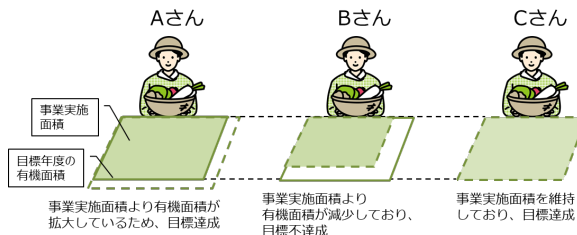
- ・国際水準の有機農業に新たに取り組む農業者（慣行からの転換者又は新規就農者）
- ・営農の一部又は全部において国際水準の有機農業に取り組むことを予定していること
- ・販売を目的としていること
- ・本事業終了後も引き続き、国際水準の有機農業を継続する意向があること

※すでに有機農業を実践している農業者が、同一品目で面積を拡大した場合は**本事業の対象となりません。**

補助率 10aあたり2万円以内 ※最小申請単位 10a

成果目標

事業実施年の翌々年（2年後）に、**事業対象となる有機農業者の有機農業に取り組むほ場面積が維持または、拡大していること**



事業対象となる栽培期間

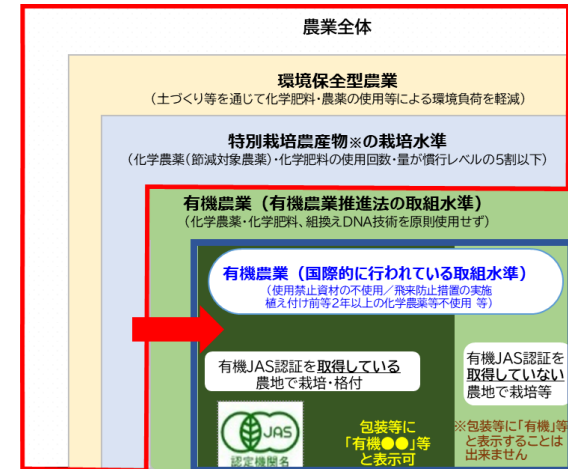
本事業開始後（みどりの食料システム戦略推進緊急対策事業交付等要綱制定後）に、播種・定植等を行い、令和6年3月末までに収穫・販売が見込まれるもの。

※改植等を伴わない果樹等多年生作物において有機農業に転換する場合、使用禁止資材（化学合成肥料・農薬等）の使用を中止した時点が事業開始後であれば対象となります。

対象農地

- ・交付申請時に**既に有機農業の取組が行われている農地は含まない**（下記図のとおり）
- ・販売目的の作付けが行われている農地
- ・肥培管理及び雑草や病害虫の発生予防のための措置を行っている農地

図 転換前（赤枠）と転換後（青枠）の農地の考え方



交付申請者（農業者）が行う申請手続きの流れ

事業実施主体（都道府県、市町村等）による要望調査【令和4年12月～令和5年2月注1】

事業実施主体は、交付申請者への対象面積の調査等を実施し、管内の取組要望面積を記載ください。

※本要望調査における**全国の面積の積み上げにより単価等の調整**が行われます。

注1：都道府県によって異なる可能性があります。

交付申請書等の提出【国から都道府県への配分以降に事業実施主体が定める日まで】

①交付申請書

交付金の交付を受けるために、**取組を行う予定の面積を品目ごとに記載**するとともに、交付を受けるための**口座情報を記載**して提出してください。

②有機管理シート

申請する農地の**所在地や面積等**、使用する**資材の名称や使用量等**の有機農業に取り組むにあたっての**生産に関する予定**を記載して提出してください。

③有機転換チェックシート

本事業における**国際水準の有機農業の要件**について**主要な事項**を記載していますので、**御確認の上提出**してください。
※本項目において**要件を満たしていない場合**については、**補足資料等**により今後**取り組む意向**があることを提示ください。（例：緩衝地帯の設置計画）

(④前年度の生産履歴)

新たに有機農業を開始した証拠書類として前年度の生産履歴を事業実施主体が求める場合があります。

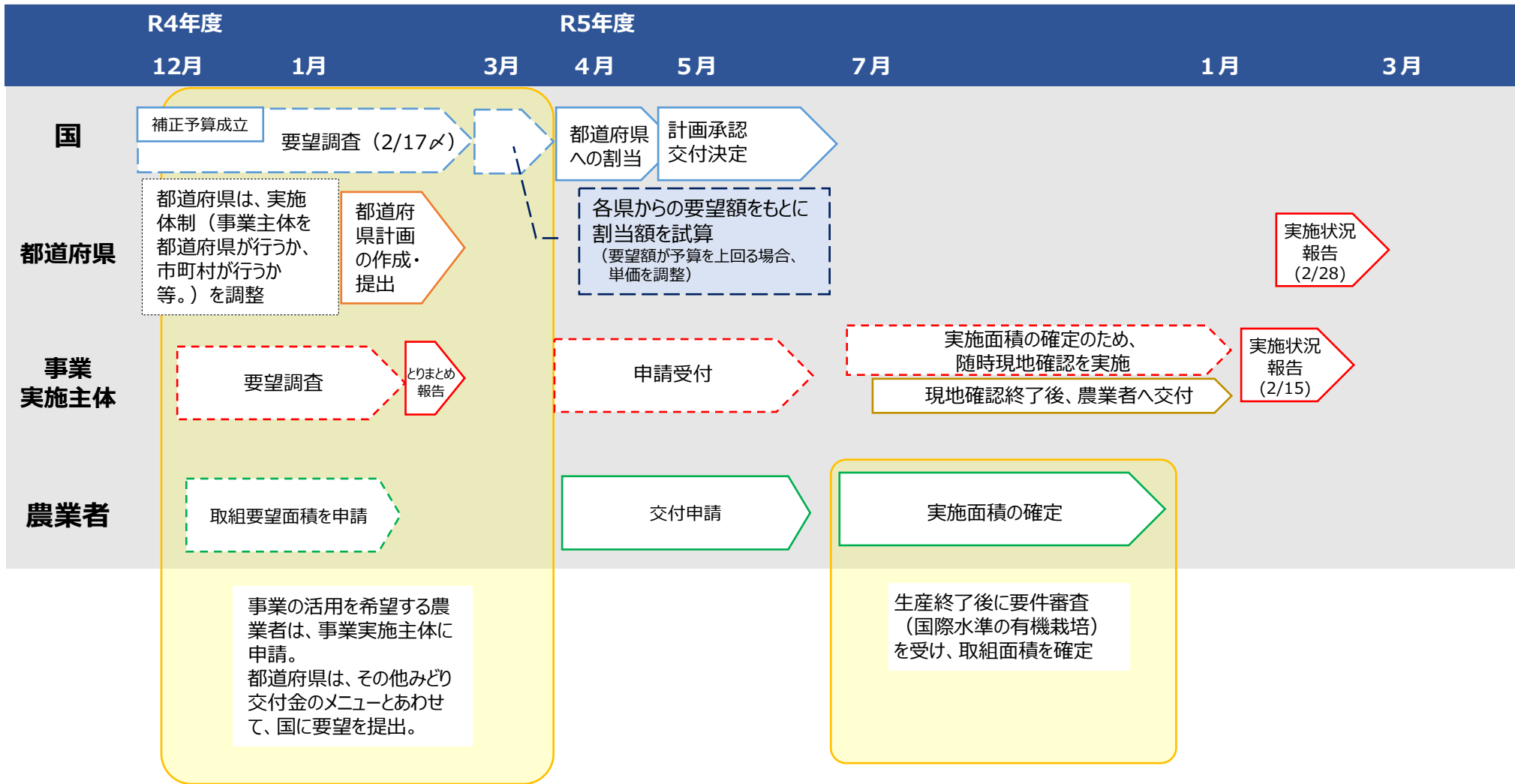
実施状況報告書の提出【令和6年1月末日まで】

取組を行った面積を記載し、生産記録や出荷・販売契約書の写しなどの**必要書類とあわせて提出**してください

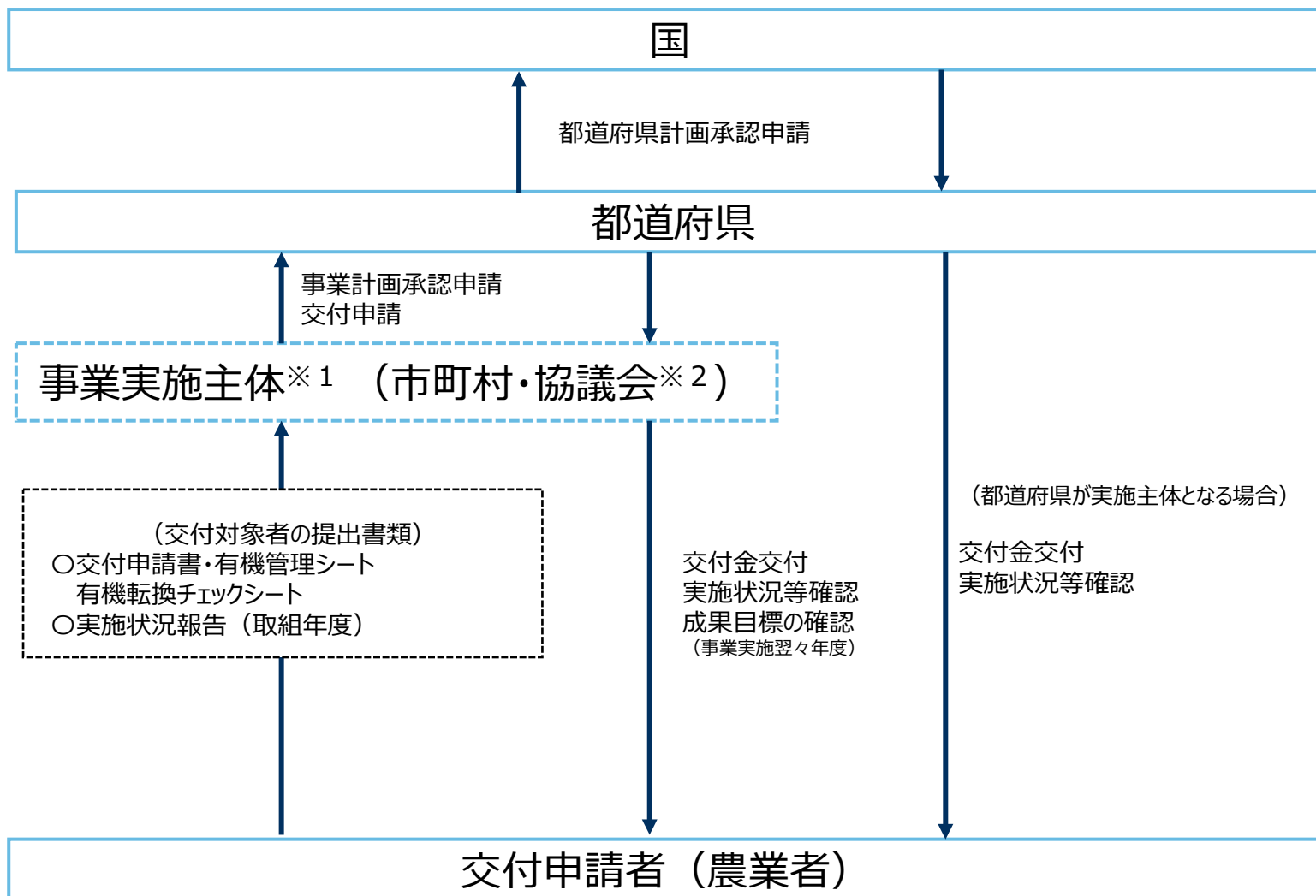
※令和6年3月までに取組が終わる予定のものも提出してください

都道府県や市町村等が取組内容を確認後、交付金が支払われます。

事業スケジュール



有機転換推進事業の実施体制・手続



※1 事業実施主体は都道府県、市町村、または協議会とする。

※2 協議会については、県域（例：都道府県再生協議会、グリーンな栽培体系転換サポート実施主体）又は市町村域（例：市町村再生協議会、有機農業産地づくり推進事業実施主体）のいずれの形態でも可